

高尾山応援基金運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は高尾山応援基金運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 観光地としての高尾山の魅力を未来へ継承するために創設した高尾山応援基金（以下「基金」という。）の運用や活用等を審議するため、協議会を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、基金の適正を期するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基金を活用した事業の適否に関する事
- (2) 基金の募り方に関する事
- (3) 前各号に定めるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織体制)

第4条 協議会は、別表1に掲げる地元団体、学識経験者、その他の関係団体（団体の場合、代表者1名）をもって構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長は会員の互選とする。
- 4 副会長は会長が指名する。
- 5 会長は、協議会の運営と基金の管理を総括する。
- 6 副会長は会長を補佐する。
- 7 監事2名を置き、高尾山応援基金を監査する。
- 8 会議を総括するため互選により座長を置く。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 座長は、基金の運用や利用を審議するため、会議進行を担う。
- 5 座長は、正当な理由により会員が欠席する場合、当該会員の代理の者を出席させることができる。
- 6 座長が必要と認めた時には、協議会員以外の者を会議に参加させ、提案及び説明を受けることができる。
- 7 本会議の議事録は、原則的に公開とする。

(費用弁償)

第6条 協議会参加の会員には費用弁償として一律1,000円支給することができる。

(退会、変更)

第7条 協議会を退会もしくは会員の変更を希望する場合は、任意の書式により届け出ること、退会もしくは変更することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、八王子観光コンベンション協会に事務局をおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営及び基金の管理に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

別表1

高尾山応援基金運営協議会組織

高尾山薬王院
高尾登山電鉄(株)
京王電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)高尾駅
多摩信用金庫
高尾山商店会
高尾商業協同組合
公益社団法人八王子観光コンベンション協会
八王子商工会議所
高尾山環境保全基金協力会
落合町会
高尾五丁目町会
東京都環境局多摩環境事務所
林野庁関東森林管理局高尾森林ふれあい推進センター
東京神奈川森林管理署
高尾 599 ミュージアム
学識経験者
八王子市産業振興部観光課
八王子市都市計画部都市計画課
八王子市環境部環境保全課
【事務局】
公益社団法人八王子観光コンベンション協会